

ステルス戦闘機F 2 2 Aラプターの嘉手納基地暫定配備に抗議し、配備中止を求める意見書

米国防省は、7月24日、操縦士に低酸素症と見られる症状が相次ぎ、今年5月15日から飛行制限を実施していたステルス戦闘機F 2 2 Aラプターの飛行制限を段階的に解除し、米空軍嘉手納基地に7月28日頃、F 2 2 Aラプター12機と約300人の要員を配置すると発表した。暫定配備期間は約6か月を予定している。

F 2 2 Aラプターは2007年以降嘉手納基地にたびたび暫定配備され、その都度、町民に激しい爆音被害と墜落の危険性、不安、恐怖心を与え、基地周辺住民の強い怒りをかっってきた。町民はこれ以上の基地被害と負担増、機能強化を断固拒否するものである。

今回の配備は、米軍発表でも、F 2 2 Aラプターの不具合が完全に解消されたものではなく、制限解除措置の段階での嘉手納基地配備・テストケースであり、いつ不具合が生じ生命に関わる重大事故が発生するとも限らない危険きわまりないものである。このような米軍側の町民、県民の生命を軽視し、訓練を重視する軍事優先、理不尽きわまりない配備強行に断固抗議し、配備の即時中止、F 2 2 Aラプター部隊の即時退去を強く求めるものである。

とりわけ、事故多発の欠陥機「オスプレイ」の沖縄配備強行に対する町民、県民の怒りが燃えあがっている中で、あえてF 2 2 Aラプターを配備することは県民感情を逆なでするもので激しい憤りを覚えるものであり断じて容認することはできない。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、安全、財産と平穏な生活環境を守る立場から下記事項の速やかな実現を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 1 ステルス戦闘機F 2 2 Aラプターの嘉手納基地暫定配備を即時中止し、F 2 2 Aラプター部隊の即時退去を行うこと。

平成24年8月1日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省沖縄大使

沖縄防衛局長 沖縄県知事

ステルス戦闘機F 2 2 Aラプターの嘉手納基地暫定配備に抗議し、配備中止を求める抗議決議

米国防省は、7月24日、操縦士に低酸素症と見られる症状が相次ぎ、今年5月15日から飛行制限を実施していたステルス戦闘機F 2 2 Aラプターの飛行制限を段階的に解除し、米空軍嘉手納基地に7月28日頃、F 2 2 Aラプター12機と約300人の要員を配置すると発表した。暫定配備期間は約6か月を予定している。

F 2 2 Aラプターは2007年以降嘉手納基地にたびたび暫定配備され、その都度、町民に激しい爆音被害と墜落の危険性、不安、恐怖心を与え、基地周辺住民の強い怒りをかっってきた。町民はこれ以上の基地被害と負担増、機能強化を断固拒否するものである。

今回の配備は、米軍発表でも、F 2 2 Aラプターの不具合が完全に解消されたものではなく、制限解除措置の段階での嘉手納基地配備・テストケースであり、いつ不具合が生じ生命に関わる重大事故が発生するとも限らない危険きわまりないものである。このような米軍側の町民、県民の生命を軽視し、訓練を重視する軍事優先、理不尽きわまりない配備強行に断固抗議し、配備の即時中止、F 2 2 Aラプター部隊の即時退去を強く求めるものである。

とりわけ、事故多発の欠陥機「オスプレイ」の沖縄配備強行に対する町民、県民の怒りが燃えあがっている中で、あえてF 2 2 Aラプターを配備することは県民感情を逆なでするもので激しい憤りを覚えるものであり断じて容認することはできない。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、安全、財産と平穏な生活環境を守る立場から下記事項の速やかな実現を強く求めるものである。

以上、決議する。

記

- 1 ステルス戦闘機F 2 2 Aラプターの嘉手納基地暫定配備を即時中止し、F 2 2 Aラプター部隊の即時退去を行うこと。

平成24年8月1日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米軍沖縄地域調整官

在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官 沖縄県議会議長